

議案第55号

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年12月11日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

国民健康保険制度の平成30年4月からの都道府県単位化に伴う、沖縄県への国民健康保険事業費納付金の納付及び沖縄県から示された標準保険料(税)率を踏まえ、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため提案する。

## 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.00」を「100分の7.35」に改める。

第4条中「15,000円」を「21,000円」に改める。

第5条中「100分の3.50」を「100分の2.17」に改める。

第6条中「5,500円」を「7,000円」に改める。

第7条中「100分の0.95」を「100分の1.70」に改める。

第7条の2中「6,900円」を「7,300円」に改める。

第19条第1号ア中「10,500円」を「14,700円」に改め、同号ウ中「3,850円」を「4,900円」に改め、同号オ中「4,830円」を「5,110円」に改め、同条第2号ア中「7,500円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「2,750円」を「3,500円」に改め、同号オ中「3,450円」を「3,650円」に改め、同条第3号ア中「3,000円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「1,100円」を「1,400円」に改め、同号オ中「1,380円」を「1,460円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の南風原町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。